

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 2 5 日

大崎上島町長 高田幸典

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大崎上島町

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 3 月 2 4 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

〔 法 人	4 経営体
〔 個 人	1 7 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業委員会とも連携してリタイアや規模縮小意向のある農家の情報収集を行い、担い手への農地集積や担い手の分散錯圃の解消を図るため、可能な限り機構の活用を行う。

6. 地域農業の将来のあり方

・大崎上島地区では、かんきつ及び水稻を主体とした農業を展開してきたが、中晩柑類への移行や、施設トマト、一部露地野菜栽培との複合経営が進められている。

・主力であるかんきつ栽培については、作業効率を高めて高品質なものを生産していくため、基盤整備や園地改良を推進する。

・果樹ではかんきつ類の「レモン」や「いしじ」、特産果樹であるブルーベリーを、また野菜ではトマトを中心に露地野菜についても品目を絞り込んでいく。

・新規就農の促進については、新規就農者が将来、地域農業の担い手として活躍していけるよう、就農相談から営農定着までの継続した支援を行う。

・農家の高齢化やリタイアに伴う優良農地の耕作放棄地化を防ぐため、機構等を活用した担い手への農地集積を進める。

・【大串入相新開、原下、東原下地区】(株)ルーチャードを担い手に位置付け、レモンの作付推進を行う。